

令和6年9月3日

【健康保険組合】「資格情報のお知らせ」の送付について

リゾートトラスト健康保険組合
理事長 佐々木 征磁

表題の件、マイナンバーカードと保険証の一体化により、令和6年12月2日より被保険者証（以下、保険証）が廃止され交付ができなくなります。その後、医療機関等を受診する際の保険資格の確認は、原則、保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）で行う仕組みとなります。（令和6年12月1日までに保険証が発行されている方は、経過措置として令和7年12月1日まではお使いいただけます。）

この準備段階として、厚生労働省からの通達に基づき、「資格情報のお知らせ」をお送りいたします。これは、健保組合で登録している資格情報（個人番号の下4桁を含む）をお知らせし、ご自身で情報の正確性をご確認いただき、加入者の皆様に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただくことを目的としています。

大変重要なお知らせとなりますので、必ずご確認の上、大切に保管いただきますようお願い致します。

◆マイナンバーカードと保険証の一体化
添付資料をご確認ください。

◆「資格情報のお知らせ」とは

健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名等を記載したカードのことで。

原則マイナ保険証にて保険診療を受診することができますが、機器の不具合や通信環境の不具合等何らかの理由で、マイナ保険証の使用ができない場合、マイナ保険証とともに今回配布しております「資格情報のお知らせ」を提示することで受診が可能となります。

なお、「資格情報のお知らせ」が使用できる方は、マイナンバーカードを保有している方だけです。マイナンバーカードと合わせて保管いただくよう、お願いいたします。

※マイナンバーカードを「マイナ保険証」としてご利用いただく際は、事前の登録が必要です。

◆配付について

○9/3（火）に各事業所宛に「資格情報のお知らせ」をお送りします。

事業所の人事労務担当者様より、随時配布される予定ですのでお受け取りください。

※ 任意継続者には健保組合から郵送にてお送りします。

○8/6（火）までに当健保組合にて資格取得手続きが完了している方が対象です。

8/7（水）以降に手続きが完了した方、当健保組合にてマイナンバーが紐づけされていない方には、後日、改めて送付します。

○個人単位で封入しています。被扶養者がいる場合、封筒が複数枚となります。

<本件に関するお問い合わせ>

リゾートトラスト健康保険組合

TEL：052-300-8728

担当：平野（内線 26-3387）